

松 山 大 学 論 集
第 28 卷 第 2 号 抜 刷
2 0 1 6 年 6 月 発 行

チューリヒにおける
綿紡績工場の登場と初期の工場労働者

渡 辺 孝 次

チューリヒにおける 綿紡績工場の登場と初期の工場労働者

渡 辺 孝 次

目 次

はじめに

第1章 チューリヒにおける綿紡績工場の数的状況

第2章 初期工場労働者の出自と質（社会から見捨てられた者たち）

2.1. よそ者

2.2. 最下層の者たち

2.3. 子どもと女性が主

チューリヒにおける工場法の歴史
綿紡績工場労働の実際

2.4. 学校より工場，児童労働の悲惨

2.5. 下宿する子ども（ラスト制度）

おわりに

は じ め に

今日のスイスは、世界でもトップクラスの豊かな国である。ところが、三十年戦争の講和条約であるウエストファリア条約で独立を認められた1648年頃までは、めぼしい産業がなく傭兵などに頼る貧しい国であった。この、貧しい国から豊かな国への大転換をもたらしたのこそ工業の発達である。スイスにおける近代工業（産業革命以降の工業をさし、手工業や家内工業は含まない）は、軽工業から重化学工業へと教科書通りの発達を遂げた。この論文では、軽工業のうちでも特に綿紡績工業を採り上げる。対象時期は19世紀初め、地域はチューリヒである（「チューリヒ」は、1848年にスイスが連邦国家となる前

は一種の独立国である「邦」を、連邦国家になってからは「カントン（州）」を意味する）。

近代工業の発達を論じる場合、出発点とみなされるのは綿紡績業の機械化である。しかしそれは突然現れたのではなく、先立つ準備期として農村に問屋制家内工業がまず栄えた。農村家内工業の発達は、今日「プロト工業化」と呼ばれるが、18世紀までにチューリヒの高地地方（オーバーラント地方）でそれが普及したことを筆者は最近論じた¹⁾ またかなり以前に、19世紀前半にバウペリスムス大衆貧困という「社会問題」が発生し、それが初期社会主義運動の出現につながっていったことを論じた²⁾ こうして、チューリヒについて18世紀末までと1848年革命前夜を論じたが、近代工業の開始期となる19世紀初めが抜けている。また、その担い手である初期の工場労働者に十分光を当てられなかった。本稿はまず、その空隙を埋めるために、近代工業開始期のチューリヒにおける工場労働者に焦点を合わせて論じる。

さて、同じ綿工業に携わる工場労働者であっても、紡績業と織布業では明らかに違っていた。労働者の質、労働条件などが大きく違うのである。工場で働くこととする場合、19世紀前半には綿紡績業しか選択肢がなかった。それに比べ世紀後半には、綿の織布業も工場で行われるようになり、それ以外にも絹などの他の繊維工業、さらに機械工業などでも工場が現れて工場労働が多様になり、労働者が仕事を選択できるようになった。それに伴って、工場労働者の労働条件が改善されたのである。しかし、世紀後半に関しては本稿では十分に展開することはできない。それは、また別の機会に述べたいと考える。

第1章 チューリヒにおける綿紡績工場の数的状況

スイスにおける綿紡績業の機械化は、19世紀に入ると同時に起こった。スイス全体を巻き込む政治的大事件として、フランス革命の余波を受けたヘルヴェティア革命が1798年に起こった³⁾ その最中である1801年に、革命によって接収されて邦の所有とされたザンクト・ガレンの修道院に、スイス最初の綿

表1 チューリヒ邦(州)とオーバーラント地方における綿紡績工場と紡錘数⁶⁾

| 年 | チューリヒ全体 | | | オーバーラント地方 | | |
|------|---------|---------|--------|-----------|---------|-------|
| | 工場数 | 紡錘数 | 工場あたり | 工場数 | 紡錘数 | 工場あたり |
| 1827 | 106 | 18~20万 | 約1,700 | | | |
| 1836 | 87 | 292,916 | 3,367 | (31) | 105,718 | 3,410 |
| 1842 | 69 | 330,000 | 4,783 | | | |
| 1855 | | | | (34) | 186,980 | 5,499 |
| 1870 | | 660,136 | | (31) | 259,688 | 8,358 |

紡績機械が据えつけられた。規模は、紡錘数6,200であった。チューリヒ邦に限ると、ヴィンタートゥア近郊に創立されたハルト社が1803年に操業を開始したことを皮切りに、紡錘数5,000~8,000規模の工場が次々と設置された⁴⁾

ナポレオンがいわゆる大陸封鎖を命じた時期(1806年~14年)には、スイスを含む大陸の綿工業はイギリスとの競争から守られた。しかし、それが解かれると一気に競争が激化し、18世紀末に生じていた没落を耐え、なおも手紡ぎ業にしがみついていた家内労働者が一掃された⁵⁾。またそれと同時に、機械制紡績業においても中小工場の淘汰と大工場への集中が進行した。チューリヒ邦(州)における綿紡績工場の数と、その擁する紡錘数は表1のように変化した。大陸封鎖解除後にあたる1810年代のデータはないが、1827年~42年の15年間にチューリヒ全体では工場数が3分の2に減り、逆に工場あたりの紡錘数は3倍近くに増加していることが分かる。集中化が進んだのである。オーバーラント地方では、1836年~70年の34年間に、工場数はほぼ横ばいだが、紡錘数の規模は約2.5倍になった。

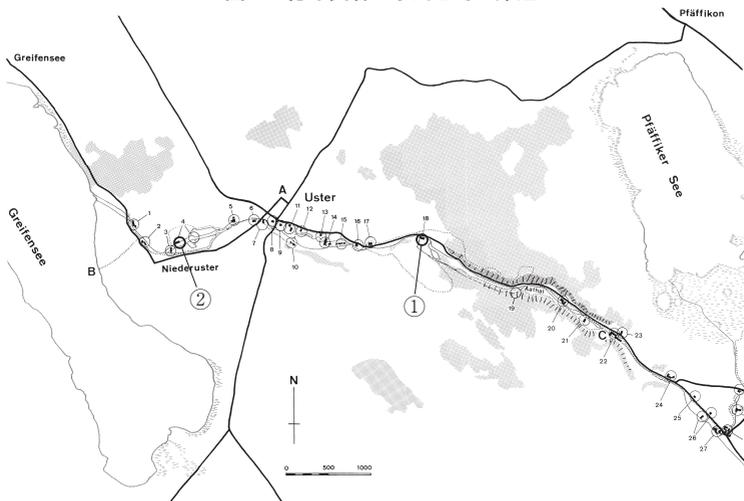
第2章 初期工場労働者の出自と質(社会から見捨てられた者たち)

19世紀前半にチューリヒに存在した工場労働者とは、ほとんど綿紡績労働者であった。社会のどのような層から彼らが集められ、また同時代人にどのように評価されていたかを次に考察する。

家内労働の時代に最貧層を成していた綿の太糸の手紡ぎ工たちは、前述したように18世紀末と1810年代後半の2段階を経て没落した。1787年の手紡ぎ工数は約3万4千人と見積もられている⁷⁾。これに対し、工場労働者の数は1827年に約5千人であった。数だけ見れば、消滅したかつての手紡ぎ工のうちで工場に吸収されたのはわずか7分の1だった。職を失った手紡ぎ工の多くは家内労働者にとどまり、紡績から織布に業種を変えたことが分かっている⁸⁾。

チューリヒ邦、特にオーバーラント地方における初期の紡績工場は、いくつかの例外を除けばどれも小規模であった。従業員の規模も、初めは家族経営と呼ぶうのものであった。しかし時代が下るにつれて集中化が進み、より強力な動力が必要となり、水力を求めて川のほとりに建つ工場が増えていった。特にウスターの町を貫いて流れるアー川は重宝され、1850年頃までに、8 kmほどの流域に工場が15も建ち並び「億万長者の小川 Millionenbach」と呼ばれるようになる⁹⁾。

図1 億万長者の小川とその岸边



プフェッフィコン湖（後掲、写真9）からグライフェン湖（写真10）までの間を指す。①トリュンブラーの工場（写真6）と②クンツの工場（写真7、8）に印をつけた。

出典：Hanser hg. (1985), S. 60

次に工場労働者に対する同時代人の評価に移るが、それは非常に低かった。主な理由としては、次の5点が挙げられる。1) 従業員によそ者が多かった。2) 社会の最貧層の者が多かった。3) 従業員の年齢が低く、子どもと女性が主であった。4) 学童が学校に行かずに工場で働くことが多かった。5) 家内労働の時代からあった「ラスト制度」に基づいて下宿する子どもが多く、家庭の崩壊や躰の欠如が問題となった。経済史家のR・ブラウンは、同時代人が家内労働者には甘い一方で工場労働者には極端に辛く、家内労働者を小麦の粒の中身だとすれば、工場労働者はその殻にすぎないと酷評したことを紹介し、「それは言いすぎであろう」とコメントしている¹⁰⁾しかし、そのように言いたくなる現実があったのも事実であろう。以下順を追って説明する。

2.1. よそ者

この点は、2.2.以下のほとんどすべてのことと関係する。初期の紡績工場で働く者には、工場近辺ではなく、よそのゲマインデ（自治体）出身の者が非常に多かった。理由はまず、工場が動力である水力を求めて小川の脇に建てられたことが挙げられる¹¹⁾水力利用に向いていれば、地元の労働力はあまり考慮せずに工場が建てられたのである。極端な場合、周囲に人家がほとんどなくても建てられた。つまり、地元の労働力をあてにせずとも、人手は有り余っていたのである。しかし、まだ社会的流動性の低い19世紀前半のことであるから、工場のあるゲマインデでよそ者が疎んじられたことは容易に想像しうる。ましてや、それが社会の最下層の者たちで、地元の救貧制度の負担となり、またお世辞にも褒められない利那的で浪費の多い生活をしていたのであるから、なおさら世間の非難は強かった。しかしこの点について詳しくは2.2.に譲る。

工場労働者の浮動性は、さらにむき出しの「金しだい」の性向によっても強められた。彼らの関心の的は賃金の高さだけであり、よそに少しでも賃金の高い工場があると、すぐそちらに移ってしまったのである¹²⁾労働者が定着しない原因は工場の側にもあった。水力を求めて工場が建てられたことは述べた

が、水が涸れて操業停止に追い込まれるケースが少なくなかった。さらには、経営に不慣れな農村の工場主が倒産する危険性も高かったのである¹³⁾ そうなれば、従業員は全員放り出された。

オーバーラント地方には、以上に加えて、田舎ならではの雇用慣行があり、それが労働者の浮動性をさらに高めた。すなわち、初期の農村の企業家は、資金不足を解決するために共同経営することが多かった。その場合、創業者の子ども同士が結婚し、姻戚関係を結ぶことも多かった。田舎版の「政略結婚」である。こうしてオーバーラント地方には、多くの工場主が親戚同士であるという構造ができあがった。さて、その工場で働く労働者が自分から辞めるか解雇されると、別の工場でも半年間は雇わないとする取り決めがオーバーラント地方にはあったという¹⁴⁾ いわばブラック・リスト制度であるが、工場主同士が親戚であれば、それは無敵の力を発揮したであろう。こうした慣行のために、オーバーラント地方で失職した労働者は、たとえ近くの別の工場に働き口があってもそこで働くことはできず、わざわざ遠くにある工場に行くことを余儀なくされたのである。

2.2. 最下層の者たち¹⁵⁾

18世紀末と1810年代後半に手紡ぎ工の没落が起こった際、多くが家内工にとどまり、紡績から織布に業種を変えたことは前に述べた。しかし、それができるには条件があった。家を所有していることである。なぜなら、織機を置くには広い屋内空間が必要で、借家住まいではそれは困難だったからである。また、手紡ぎ作業は戸外でもできたし、陽気がいい夏場などは好んでそうされたが、織布業ではそれは不可能であった¹⁶⁾ また逆に、家と農地を所有する者には工場労働との両立は不可能であった。初期の15時間にも及ぶ就労時間が兼業を許さなかった。仮に工場が近くにあっても、勤められたのは子どもだけであろう。しかし、上で論じたように工場自体があちこち動いた。工場の移動に合わせて移動できるのは、何の資産も持たない無産者だけであった。「乞食婚」

と呼ばれる、財産もないのに若くして結婚した階層¹⁷⁾ それこそが初期工場労働者の出身階層であった。乞食婚以外では、家庭的秩序と躰の欠如、好景気時のぜいたくと浪費、不況時の物乞いと自助努力の断念、軽率と儉約精神のなさ、物質的・精神的な後ろ盾がなく寄る辺ないことなどが、かつて無産の家内労働者に向けられた非難であった。そしてそれはそのまま、初期の工場労働者にも向けられた¹⁸⁾ 特徴的なこととして、紡績工場が当時、救貧施設の役割を果たしていると報告されていることがある。紡績工場は、「他の仕事には精神的・身体的に弱すぎる者に生きる糧を与えている」と、救貧活動に携わる者が1857年に報告しているという¹⁹⁾

2.3. 子どもと女性が主

初期の工場労働者の際だった特徴の一つに、子どもと女性の比率の高さが挙げられる。1827年に紡績工場で働く5,000人の内訳は次のようであった。成人男性1,450人(28%)、成人女性1,150人(23%)、16歳以下の子ども2,400人(48%)²⁰⁾ 特に子どもの比率が高いのが目を引くが、このことは同時代人の厳しい批判を呼び、児童労働禁止の動きにつながっていった。工場労働への法的規制が整備されていく様子をこの後詳しく説明するが、それにより児童労働者は徐々に減っていった。他方で成人労働者は増加したが、減少した子どもの分で相殺される割合が大きく、チューリヒの綿紡績工場に働く労働者の総数は1860年までに約2割増加しただけである²¹⁾

チューリヒにおける工場法の歴史

第1期：1815年

チューリヒにおける工場労働の規制は、何よりも児童の保護から始まった。最も古くは1815年11月の法案にさかのぼり、①10歳以上で、かつ「読むことが十分でき、書くこともある程度でき、教理問答、祈禱文、宗教歌を諳んじている者」だけを工場に働かせることができると定められた。しかし強制力を

伴わなかったため、効き目がなかった²²⁾

第2期：1837年

1830年代に登場した自由主義的な「再生」政府が、1832年に学校教育法を定め、6～12歳の全日制学校(Alltagsschule)、12～14歳の「復習学校(Repetierschule またはErgänzungsschule)」への通学を義務と定めた²³⁾ 後者は毎日ではなく、週2日、1回2～3時間、宗教教育を中心に行われた。さらにこの法律の論理的帰結として、1837年に工場規則(Fabrikverordnung)が定められ、①全日制学童の就労禁止、②復習学校生徒の最長就労時間を1日14時間とすること、両者の夜間・日曜労働の禁止が定められた²⁴⁾

第3期：1859年

その後1859年にカントンの工場法が制定された。しかし内容は37年の規則からむしろ後退しており、①全日制学童の就労すら、10歳以上であれば、年長の復習学校の生徒が授業で抜ける間に、代わりに工場で働かせることができるとした(ただし1日5時間を限度とした)。日本の中学校に相当する復習学校の生徒が抜ける人手不足を、全日制の学童で埋めるという発想は、明らかに経営者の都合から来ている。全日制学童の教育を受ける権利を考えれば、到底認められることではない。この埋め合わせ措置は、当時の社会が工場主の都合にいかにか強く左右されていたかを示すと言えよう。ただしこの59年の工場法でも、その②復習学校の生徒の許容労働時間数に関してだけは、1日14時間から13時間と1時間だけ短縮された。それ以外の、数少ない評価しうる点としては、夜9時～朝5時、ならびに日曜・祭日には「いかなる場合も」子どもを働かせてはならないと定めたことがあった²⁵⁾

第4期：1877年

1877年には、スイス全体を対象とする連邦工場法が出された。それによれば、まず14歳未満の子どもの工場労働は完全に禁止された(①と②の大部分に相当)。また14～16歳の子どもは、学校教育と宗教教育と工場労働を合わせた時間が1日11時間を超えてはならないとされた²⁶⁾ さらに、18歳未満の子ど

もと女性は、日曜と夜に働いてはならないとされた。最後に、この連邦工場法が目玉として、成人男性の労働時間も最長11時間とすると定められた。また働いてよい時間帯は午前6時～午後8時の間であることが定められ、つまり夜間労働が禁止された²⁷⁾

工場労働に関する以上の説明をふまえれば、1859年までは全日制学童もかなり働かされていたとすることができるだろう。30年代の「再生」政府が非常に急進的、特に学校政策についてそうであり、それが農村住民の反感を買って39年に揺れ戻しを招いたことはかつて論じた²⁸⁾ そのことは、59年のカントン工場法に定められた全日制学童の労働への規制が、37年の工場規則より後退していることにも表れている。一律に禁止されていた全日制学童の労働が、59年の工場法では1日5時間までなら認められたのである。全日制学童と復習生徒の労働がほぼ完全に禁止されるには、連邦工場法を待つ必要があった。

さて、若年労働者が好んで使われたのには、賃金の低さ以外にも理由があった。第1は、紡績工場での労働の多くが力も熟練もあまり必要とせず、また紡績機械の間で作業するので身体の小さい子どもに向いていたことであった。第2は、当時の工場労働者に向けられた低い評価、さらには工場規則で事細かく定められた厳格な規律を嫌って、長時間でも自由だった家内労働に慣れた成人男性がこれを敬遠したためである²⁹⁾

綿紡績工場労働の実際

子どもが好んで使われたことを理解するには、当時の工場における綿紡績業に関する技術的理解が必要である。そこで以下、当時の綿紡績業のあり方について説明する。

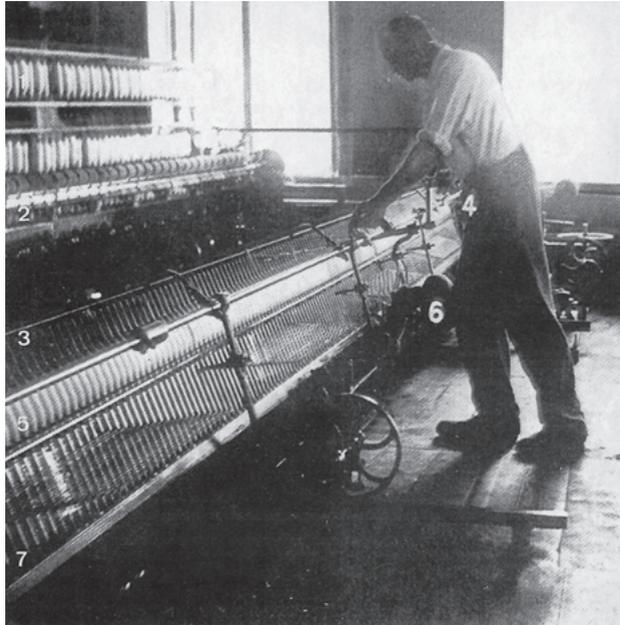
当時の機械制紡績業には、クロンプトンの発明したミュール紡績機（水力・多軸紡績機）の改良版が用いられた。ただし、この機械で完成品（精紡糸）を製造するには次の下ごしらえが必要だった。①梱包された綿花を取り出してほ

ぐし、綿花の殻などの不純物を取り除く作業（開封・浄化）、②梳く作業（梳綿）、③それを伸ばす作業（圧延）、④下紡ぎ（粗紡）。①は1830年代まで手作業だった。それ以外の工程は30年代でも機械を用いて行われた。下紡ぎされた太く揃っていない糸（粗糸）を、最終的に均質な細さの精紡糸に加工する機械がミュール紡績機であった。

さて、精紡には次の3つの工程が欠かせない。a)「つむ」と呼ばれる軸に綿の繊維を取りつけ、つむを回転させて撚る作業。b)それを伸ばして糸を細くする作業。c)伸ばした糸の端を固定し、ガイド・ワイヤーで位置を変えてつむに巻きつける作業である。1840年頃の手動ミュール紡績機を考えると、機械の大きさにもよるが、1台の機械に2百くらいの紡錘がついているのが普通だった³⁰。紡績機は幅10m以上、高さは手前の部分が1m、奥が2mほどの機械で、極端に横幅の広いアップライト・ピアノのようだった（図2参照）。ただ、奥の本体と手前の鍵盤に相当する部分が切り離されていた。そして、手前の低い部分（＝「台車 Wagen」）が前後に往復運動する仕組みで、1.5mほど出し入れされた。出し入れは1分間に3回くり返された。台車の押し出しは機械によって自動で行われ、その間に紡錘が回転して糸が撚られると同時に伸ばされて細くなった（上記のaとb）。台車はその後押し込まれる必要があったが、これは人の力でいった。またガイド・ワイヤーで糸の位置を下にずらし、紡錘に糸を巻き上げた（上記のc）。特に押し込みは力と技術が要するため、「紡績工 Spinner」と呼ばれる成人男性がこの作業を受け持った。

さて、台車を一番奥まで押し込んだ状態は、ある意味で一工程の合間にあたり、粗紡糸のリール（Spule）が空になった場合や、精紡糸を巻きつける紡錘（Kötzer）が許容量まで巻き終わった場合は、その時に取り替えた。この作業は「取りつけ工 Aufstecker」の仕事だった。また切れた糸や、新しいリールからつなぐ作業は「糸継ぎ工 Ansetzer/Anknüpfen」の仕事だったが、この作業も、糸が張りつめられていない、台車が中に押し込まれた時に行われた。この2つの仕事は若年労働者に割り当てられたのだった。彼らは、1分間に3往復する

図2 「半自動」 ミュール紡績機と紡績工



部位：1. 粗紡糸リール取り付け軸（見にくいですが、「2」の上の段）／2. 圧延筒台／3. ガイド・ワイヤー（糸撚りと巻き取りを切換える）／4. 台車押込みの操作ハンドル／5. 紡錘台／6. 台車押込み膝パッド／7. 台車
 出典：Jäger u. a. (1986), S. 62.

台車に合わせて前後に動いた。台車の移動幅が1.5 mなので、1分間の移動距離は9 m、1時間では540 mも動かねばならず、1840年頃の復習学校生徒の労働時間である1日14時間で計算すると、最大で1日7 km近くも狭い空間で動いていた³¹⁾

2.2. で初期の紡績工場労働者は最貧層から集められたと書いたが、若年労働者に限れば必ずしもそうとは言えなかった。親は家内労働者、子どもは工場労働にいそしむというケースは当時一般的だったという。だとすると、18世紀末に存在した約3万4千人の手紡ぎ工のうち、親のほとんどは業種替えて家

内労働者にとどまり、大半は子どもが工場に入って約2千5百人を成したと見るのが真相に近いと思われる。要するに工場労働者は、主に世代の違いに基づき、子どもから集められたと言える。さらに工場労働は、通常は一生の仕事とはみなされず、若いときだけの一過的な働き口であり、上に登場した「紡績工 Spinner」などを別とすれば、成人になってしばらくすると、例えば結婚などを機会に別の業種に移るのが一般的だったという³²⁾。

2.4. 学校より工場、児童労働の悲惨

チューリヒにおける学校制度は、前述したように1832年の学校教育法によって堅信礼までを義務と定めた。ただし「復習学校」と称された、日本の中学校に相当する部分は毎日でも全日でもなく、週に2日、合わせて数時間しかなかった。そうだとしても、非常に先進的であったことには変わりない³³⁾。昔から子どもも働くのが当然と考えられてきた地域に工場が登場し、上に書いたように機械の間で作業するに適した、身体の小さい子どもを工場は歓迎した。工場における子どもの賃金は低かったが、それでも家内労働の場合より高かった³⁴⁾。子ども自身も両親も工場労働を歓迎したことは想像に難くない。ところがそれとほぼ同時期に、「再生」政府によって学校制度が整備され、続いて子どもの工場労働を規制しようとした。法律を整備しても、守らせるのが困難であったことは容易に想像できる。そのことは、前述したように、全日制学童の就労に関して1859年のカントン工場法が、37年の工場規制からむしろ後退した事実にはっきりと示されている。

かくして、1877年に連邦工場法が成立するまで、全日制学童の就労は多かれ少なかれ続いた。学校など無視する親や子どもは多かった。またたとえ授業に出ても、疲労のために授業など上の空のことが多かった。学校の教師はそれを間近に観察し、強い危機感を抱いた。授業中に寝ている、それだけでなく、座った姿勢を保つことすらできずくずおれて横に倒れてしまう子どもを指して、教師は叱るどころではなく、視学官に「あれは今朝0時から6時までシフ

トで働いてきた子どもだ」とあきらめ顔で語ったという。1836年の報告である³⁵⁾ 同じ年にウスターの学校教育関係の役人も、つぎのように報告している。「工場で働く子どもは、誰でも簡単に見分けられる。顔色が悪く、一目で疲労困憊していると分かるからである。服装はだらしく乱れ、不潔である。考えが足りず愚鈍で、また注意力がおそろしく散漫だから」³⁶⁾ 工場で働く児童に関しては、簡単に「残酷物語」とでも呼びうる事例を集めることができる³⁷⁾ その中の一つを、少し長いが引用しておこう。

「機械児童」たちは皆、最貧層に属する。成長に必要な、またきつい労働に見合った栄養を彼らは摂っていない。物価高の時期は特に栄養不足である。冬の朝5時に、半分裸で彼らは凍てつく戸外に出る。吹雪に鞭打たれながら、彼らは雪で埋もれた道なき道を行く。工場に着けば、むっとする、汚れた、蒸気と綿ほこりでもった空気に触れて、彼らはぞくっとしなげながら濡れで建物に入る。工場での仕事は丸14時間続く。昼の12時から1時の間だけが休憩である(休憩は労働時間に含まれない、筆者注)。これを1年中くり返す。彼の身体の力は大事に育てられて強くなるのではなく、働き過ぎで成長が阻害され、損なわれる。育ち盛りの自然と成長は暴力にさらされる。すでに疲労困憊なのに、なおも働かされる。以前の紅顔はすぐに、血の気のない黄色い、つやを失った、やつれた顔色になる。最初の頃の喜ばしい生き生きとした姿は、無精でのろく、やる気のない無頓着に呑み込まれる。本来これからしっかりと成長しなければならないというのに、外的な生命力の堅牢さがすでに壊されていることが見て取れ、同時に生きている内的喜びも、生きる気力もへし折られてしまっている³⁸⁾

2.5. 下宿する子ども（ラスト制度）

別の論文で、家内労働の時代から、子どもを家から出して下宿・自活させてしまうという「ラスト制度」が最貧層の間に存在したことを論じた³⁹⁾ 工場の

登場によって遠くに通う必要性が生じると、それがますます盛んになった。工場の近くに、20~30人も下宿させるような、下宿業で生計を立てる業者が多数出現した⁴⁰⁾。前掲論文では、ラスト制度はチューリヒの工業化が生んだ最大の負の側面だろうと書いたが、14時間もの長時間労働を強いられる場合、たとえ家族と同居していても、ほとんど家族の実体を成さないであろう。長時間労働に加えて、さらに工場にはシフト制というものがあった。工場は24時間稼働しており、労働者は、0時~12時、12時~24時、という2交替制で働いた⁴¹⁾。当初は子どももそれに容赦なく巻き込まれた。前に紹介した、学校での授業風景で描いた通りである。父親が午前のシフト、母親は午後のシフト、子どもは午前のシフトの半分を済ませてから学校で昼まで授業、などとなれば、実質的に家族は解体している。ラスト制度が悪いのではなく、そのような過酷な労働を強いる工場こそが諸悪の元だったと言えよう。しかしその工場は、他に働く場のない者たちに就労機会と収入を与える救貧施設代わりであった、とする指摘もある。だとすれば、工場もまた広くて深い社会背景の表層にすぎず、問題の根は貧困問題にあったのだと結論づけうるであろう。

お わ り に

以上論じたように、チューリヒにおける工場の黎明期は、極端に暗いイメージに彩られている。紡績工場で子どもたちが、寝る間も惜しんで1日14時間も、機械の部品のように働かされていた。両親は、この過酷な労働を嫌うどころか、むしろ歓迎した。その最大の理由は、子どもの収入がないと一家が生きていけないほど貧しかったためであろうが、そうした経済的理由だけではない、倫理的理由も存在した。それは、家内労働の時代から受け継がれた、無為を悪とする改革派の倫理観であった。史料を読んでいると、経済的理由だけには還元できない親の態度に出会う。例えば、子どもの収入をあてにする必要がないような、ある程度裕福な親が、1832年の学校法で義務化されたにもかかわらず、法律を無視して全日制学童を工場で働かせようとした、というような

態度などである⁴⁾。このような頑固な態度の背後にあったものこそ、こり固まった改革派の信仰心ではないだろうか。

しかしながら、子どもを怠けさせないことを重視しすぎる改革派の価値観は、啓蒙主義という時代潮流と、急進的であった「再生」政府によって修正を余儀なくされた。子どもには工場労働ではなく教育が必要であるという通念に、労働者家庭も従わざるを得なくなっていた。それが工場法整備の歴史であった。

さて、剥き出しの搾取という色合いが強い19世紀前半の工場労働のあり方は、世紀後半になると多少改善された。わずかではあるが、そして工場主たちが自らの利益のために採り入れたとしても、そこには福利厚生の要素が入り込んだのである。例えば、家族丸抱えの雇用が多くなり、一家は社宅で暮らしたことである。一家が同じ職場で働き、不足がちな家族のつながりが工場で補われたことには、わずかながら救いがある。しかしそれについて詳しく論じるには、別の機会が必要である。

(この論文は、2014年度松山大学特別助成金の成果の一部である。)

注

- 1) 「工業化するスイス-チューリヒ農村の場合」『アルプス文化史-越境・交流・生成』、踊共二編、昭和堂、2015年、50~70頁。
- 2) 「工業化、経済危機と社会問題-チューリヒにおける初期社会主義成立の社会背景」、『スイスの歴史と文化』森田安一編、刀水書房、1999年、235~261頁。
- 3) スイスの歴史、U・イムホーフ、森田安一監訳、刀水書房、1997年、144~148頁。
- 4) 近代スイス経済の展開、黒澤隆文、京都大学学術出版会、2002年、177~187頁。
- 5) イギリス製の機械製綿糸が初めてスイスに輸入されたのは1790年であった。これにより、手で綿糸を紡いでいた家内労働者は没落の危機に直面した。フランス革命、フランス革命期の戦争、さらにはヘルヴェティア革命などの政治的大事件の影響を次々に経験し、機械で製造できる太糸の手紡ぎ家内工業は基本的に18世紀中に没落し、残骸として残った層も1810年代後半に消滅した。Rudolf Braun, *Industrialisierung und Volksleben*, Winterthur/Erlenbach-Zürich und Stuttgart 1960, 2. Aufl. Göttingen 1979, S. 244ff.

6) Rudolf Braun, *Sozialer und kultureller Wandel in einem ländlichen Industriegebiet im 19. und 20. Jahrhundert*, Erlenbach-Zürich und Stuttgart 1965, S. 19. オーバーラント地方の括弧内の企業数は、紡錘数を平均紡錘数で割って筆者が算出した。

なお、次の文献では1827年の工場数が「126」とされている。Franz Wirth, *Johann Jakob Treichler und die soziale Bewegung im Kanton Zürich (1845/46)*, Basel-Frankfurt a. M. 1981, S. 5. そして、前掲の拙稿(1999)は、その値を用いている。しかし、この分野の権威とみなすべきポトマーを信用し、この機会を用いて「106」に訂正しておきたい。Walter Bodmer, *Die Entwicklung der Schweizerischen Textilindustrie im Rahmen der übrigen Industrien und Wirtschaftszweige*, Zürich 1960, S. 281.

7) 「チューリヒ州におけるプロト工業化と人口動態」、F・メンデルス/R・ブラウン他編、『西欧近代と農村工業』北海道大学図書刊行会、1991年、317頁、注7参照。さらに Reto Jäger, Max Lemmenmeier, August Rohr, Peter Wiher, *Baumwollgarn als Schicksalsfaden*, Zürich 1986, S. 29, Tabelle 2, 3参照。表3に挙げられているチューリヒの総人口179,000人に、表2にある紡ぎ工の人口比率である19%をかければ、同じ数字が得られる。

8) Braun (1965), S. 25, Jäger u. a. (1986), S. 51.

9) Schweizerisches Sozialarchiv, *Arbeitsalltag und Betriebsleben*, Dießenhofen 1981, S. 122. アー川流域の工業化に関する本論文の叙述は、上に挙げたブラウンの2冊に加え、次の文献に基づく。① Ebd. S. 118-164, ② Jürg Hanser hg., *Die industrielle Revolution in Zürcher Oberland*, Wetzikon 1985, S. 109-140, S. 154-192, ③ Jäger u. a. (1986), S. 46-52, ④ Hans-Peter Bärtshi, *Industriekultur im Kanton Zürich*, Zürich 1994, S. 96-107. ところで前掲黒澤(2002)は、アー川の愛称を「百万長者の小川」と訳している(202頁)。しかし「百万」とは当然100万フランの意味である。黒澤の訳では100万円と誤解されかねず、不適切である。スイス・フランの使用価値は、次の文献によれば、19世紀末でも今日の百倍あったとされる。Hans-Peter Bärtshi, *Industriekultur im Kanton Zürich*, Rotpunkt Verlag Zürich, 2009, S. 96. 現在の交換レートは、ここ30年を均せばほぼ1フラン=約100円である。つまり100万フラン=1億円である。いずれにしても、ここでは大金持ちのニュアンスを出す必要がありこう訳した。

10) Braun (1965), S. 31.

11) Braun (1965), S. 38.

12) Braun (1965), S. 40, Jäger u. a. (1986), S. 58.

13) Braun (1965). S. 44.

14) Braun (1965). S. 44.

15) 次の文献が、初期の工場労働者を「最貧層の寄せ集め」と見出しにしていることから、このことは明らかである。Hanser hg. (1985), S. 155.

16) Braun (1965), S. 25.

17) 前掲拙稿(2015), 59~60頁。

- 18) Braun (1965), S. 37.
- 19) Braun (1965), S. 27.
- 20) Braun (1965), S. 28.
- 21) Erich Gruner, *Die Arbeiter in der Schweiz im 19. Jahrhundert*, Bern 1968, S. 52. 1858年の数値を挙げると次のようであった。総数5,954人, 成人男子2,225人(38%), 成人女性1,986人(33%), 16歳以下の子ども1,664人(28%)。
- 22) Braun (1965), S. 111.
- 23) 学校教育が全日制学校と復習学校から成るという体制は, 1803年に確立した。前者は6~12歳, 後者はその後堅信礼までであった。堅信礼 Konfirmation は, 改革派の信者にとって重要な宗教儀式で, 14歳の時に行われる。全日制学校は週に20時間以上, 復習学校は季節によって時間数が異なり, 週3~6時間であった。ゴールが堅信礼であったことから想像しうるように, 復習学校での主眼は宗教教育であった。Jäger u. a. (1986), S. 91.
- 24) Braun (1965). S. 114f.
- 25) Braun (1965). S. 132-134. 夜間労働が「例外なく」禁止されたのは, 59年の工場法が37年の規制から前進した数少ない点であった。というのは, 37年の規制でも原則として禁止されたが, 「渇水期およびそれ以外の特別な事情がある場合」は許可されたからである。他方で37年の時点でも, 日曜・祭日の労働は例外なく禁止された。安息日に働くことは宗教的タブーに触れたが, 子どもを夜勤させることはそうではなかったのであろう。Jäger u. a. (1986), S. 120f.
- 26) 14歳はチューリヒの場合, 復習学校の途中である。その時点では, 宗教教育を主とした「復習」が行われていた。連邦工場法の条文には「学校教育と宗教教育」と分けて書いてあるが, チューリヒには宗教教育だけの専門の学校はなかった。
- 27) Jäger u. a. (1986), S. 121ff. さらに, 最近では次の URL で, ウェブ上で見ることもできる。 <https://archive.org/details/dasbundesgesetz00ntgoog> 成人男性の労働については第11条(70~78頁), 女性の労働については第15条(95~98頁), 若年者の労働の制限については第16条(99~102頁)。また次の文献は, この法律が成立する前後の社会の動き(賛否両論, 住民投票)を簡潔に説明している。Hanser hg. (1985), S. 180-181 他方で次は, 同じテーマをはるかに詳しく論じている。Gruner (1968), S. 237-252.
- 28) 前掲拙稿(1999) 252~254頁。
- 29) Jäger u. a. (1986), S. 54.
- 30) Hanser hg. (1985), S. 129.
- 31) 技術的説明は以下に基づく。Jäger u. a. (1986), S. 61f, Sozialarchiv (1981), S. 149-153, Hanser hg. (1985), S. 126-128.
- 32) Jäger u. a. (1986), S. 56f.
- 33) イギリスでもフランスでも, 義務教育制度が確立するのは19世紀の後半である。しかも小学校だけであった。『歴史学事典』11 宗教と学問, 弘文堂, 2004年, 147頁。日本で

も同様である。全国規模という条件に捕らわれなければ、18世紀にさかのぼる例もあると同文献にあるが、チューリヒ邦は未だ近代的な意味での国家ではないにしても、早いことには変わらないと言えよう。その理由は、改革派が聖書を読めることを重視した、という周知の事実である。

- 34) Jäger u. a. (1986), S. 55.
- 35) Braun (1965), S. 49. この時話を聞いた視学官は、「再生」政府の学校政策を指揮していたトマス・シェール (Thomas Scherr) であった。この人物は、前掲拙稿 (1999) にも後半部に何か所か登場する。彼がこの体験をしたのは1837年の工場規則制定のまさに前年であるから、37年の規則に夜間労働の禁止を盛り込む強い動機となったことは間違いないであろう。
- 36) Braun (1965), S. 49.
- 37) 次の文献は、当時の工場労働者を『新時代の奴隷』としての工場労働者」という見出しで紹介している。そこで14時間も働かされる子どもたちの描写が、残酷物語にならざるを得ないわけである。Hanser hg. (1985), S. 156-157.
- 38) Braun (1965), S. 47f.
- 39) 拙稿 (2015), 67頁。
- 40) Braun (1965), S. 30.
- 41) Braun (1965), S. 46.
- 42) Jäger u. a. (1986), S. 56.

付録：「億万長者の小川」探訪（写真はすべて2014年8月28日、筆者が撮影した）

写真1



ウスターの町と Trümpler の工場の間のアー川。
何ともかわいらしく、とても「億万長者」を生んだ川とは思えない。

写真2



水路として本流から引かれた形。
少し深くなり、水車を回せそうに見える。

写真3



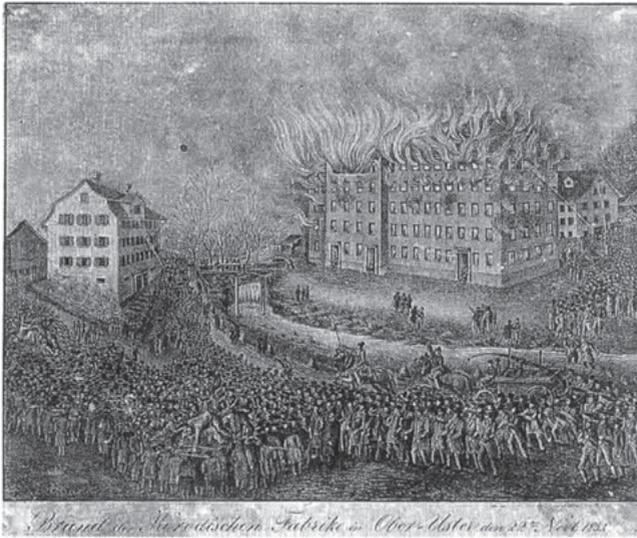
ウスターの町中の工場と工場の間を流れるアー川

写真4



渇水対策として、貯水池が発達した。
広い敷地と建設費用がかかり、19世紀後半から一般化した。

図3 有名な「ウスター焼き討ち事件」の石版画



出典：<http://agglo-theater.ch/img/brand.punkt.jpg>

写真5



ウスター焼き討ち事件で無事だった部分（左側）の現在

写真6



図3右側の消失部分の今日。持ち主の Trümppler は変わっていない。

写真7



ウスターの町中にある紡績王クンツの工場の現在の姿。
今は工場ではなく、塗装学校。

写真 8



記念建造物としての説明書き

写真9



アー川の起点（流れ出す水源）としてのプフェッフィコン湖。

アー川は幅3m程度、水量は平均で毎秒 0.72 m^3 の小川である。水源となっている上のプフェッフィコン湖が調整装置の役割を果たしており、この湖に流れ込んでいるケムトナー川が雷雨か急な雪解けによって毎秒 14 m^3 まで増水しても、湖面は24時間以内に40cmしか上昇しない。

出典：Hans-Peter Bärtshi, *Industriekultur im Kanton Zürich*, Zürich 1994, S. 96.

写真10



アー川の終点（注ぎ込む）としてのグライフェン湖